

人権啓発活動地方委託要綱の一部改正について

平成26年3月10日
法務大臣決定

人権啓発活動地方委託要綱（平成9年4月1日法務大臣決定）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「インターネットバナー広告」を「インターネット広告」に改める。

第3条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 交通広告の実施

第6条の表を次のように改める。

委託費の種別	科目区分
(1) 講演会経費	諸謝金, 旅費, 庁費
(2) 資料作成経費	庁費
(3) スポット広告・インターネット経費	庁費
(4) 新聞広報経費	庁費
(5) 地域総合情報誌掲載経費	庁費
(6) 研修会経費	諸謝金, 旅費, 庁費
(7) 地域人権啓発活動活性化事業経費	委員手当, 諸謝金, 旅費, 庁費
(8) 人権啓発フェスティバル事業経費	諸謝金, 旅費, 庁費
(9) 交通広告経費	庁費
(10) その他の経費	諸謝金, 旅費, 庁費のうち該当する経費

第10条第1項中「講演会経費, 研修会経費, 地域人権啓発活動活性化事業経費, 人権啓発フェスティバル事業経費及びその他の経費の各々の科目相互間の配分を変更しようとするときも, 同様とする。ただし, 委託費の種別相互間, 科目区分相互間の配分を変更しようとする場合に, いずれか一方の低い額を超えない範囲でその配分を変更しようとするときは, この限りでない。」を「ただし, 変更しようとする種別のいずれか一方の低い額を超えない範囲で変更するとき, この限りでない。」に改め, 第1項の次に次の1項を加える。

2 受託者は, 講演会経費, 研修会経費, 地域人権啓発活動活性化事業経費, 人権啓発フェスティバル事業経費及びその他の経費の各々の科目相互間の配分については, 支出負担行為担当官の承認を受けることなく変更することができる。

第15条第2項中「調査」を「調査若しくは監査」に改める。

様式第2号, 第5号, 第7号及び第8号をそれぞれ別紙のように改める。

附 則

この要綱は, 平成26年度の委託費から適用する。